

セーフティネット機能の発揮

新型コロナウイルス感染症への取組み

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた小規模事業者の皆さまからのご相談を承っています

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた小規模事業者の皆さまのため、全国152支店に特別相談窓口を設置し、融資や返済に関するご相談を承っています。売上が減少するなど、一定の要件に該当する方については、実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などで支援しています。

● 新型コロナウイルス感染症関連の融資

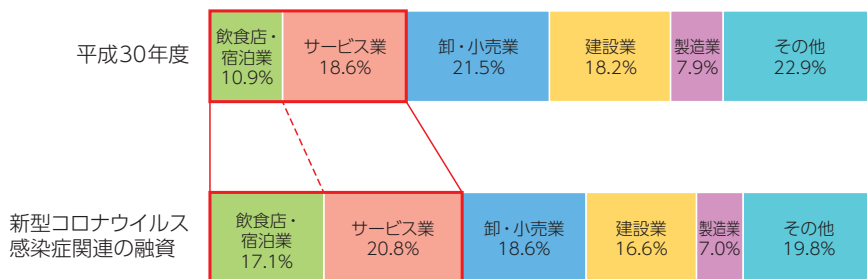
当事業における新型コロナウイルス感染症に関連する融資は、相談窓口設置日である令和2年1月29日から令和4年3月末までの累計で950,400件、11兆269億円を決定しています。これは、リーマンショックの影響を大きく受けた平成21年度や東日本大震災関連の融資実績を大幅に上回っています。

新型コロナウイルス感染症関連の融資の業種別割合では、同感染症による影響を特に受けられた飲食店や宿泊業、理容業・美容業などのサービス業の方の割合が平成30年度と比べ大きくなっています。また、融資の全体の約65%は1,000万円以下となっています。

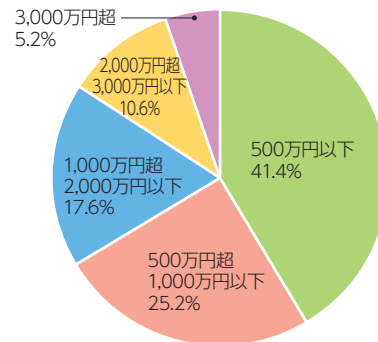
	件数(注)	金額(注)
新型コロナウイルス感染症に関連する融資<令和2年1月29日~令和4年3月>	950,400件	11兆269億円
リーマンショック時<平成21年4月~22年3月>	341,231件	2兆8,038億円
東日本大震災関連の融資<平成23年3月~令和4年3月>	239,900件	2兆2,583億円

(注) 新型コロナウイルス感染症に関連する融資は決定ベースで作成。また、件数は融資先数です。

業種別融資構成比(件数)



金額別構成比(件数)



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者へ融資した事例

A社は、山口県で和風レストランを経営する企業。新型コロナウイルス感染症の影響により、来店客が減少。また、国や県からの要請に基づき、営業時間短縮等を行った。

同感染症の感染拡大で、売上が減少する中でも、店内の消毒や換気の徹底、密を避けた配席を行うなど、お客さま及び従業員の感染防止対策を実施。その結果、同県が行う「新型コロナ対策取組宣言店」の第一号店の認定を受けた。さらに、臨時休校のため、給食がなくなり困っている放課後児童クラブの子ども向けに弁当販売を開始し、同感染症の影響を受けている家庭や子どもの食のサポートにも取り組んだ。

当事業は、売上減少により必要となった従業員の人件費等諸経費に対して運転資金を融資した。



● 新型コロナ対策資本金性劣後ローン

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている経済環境下において、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る方などを対象に、財務体質強化を図るための資金を供給する「新型コロナ対策資本金性劣後ローン(新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付)」をお取り扱いしています。新型コロナ対策資本金性劣後ローンを積極的に活用し、小規模事業者の皆さまの事業継続や事業再生、また、ウィズコロナ・ポストコロナに向けた業態転換等の取組みを支援しています。

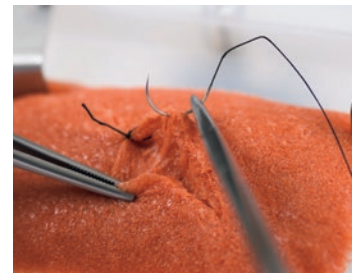
■ 「新型コロナ対策資本金性劣後ローン」の概要

- ① 最終期限一括返済となり、最終回まで利息のみの支払のため、月々の資金繰り負担を軽減できます。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響下など、業績低迷時には利息負担を減らすことができます。
- ③ 金融機関による資産査定上、自己資本とみなすことができます。

「新型コロナ対策資本金性劣後ローン」による融資事例 ～新たな取組みを支援～

B社は、医療従事者の手術トレーニング用模擬臓器を開発・製造する企業。従来の動物臓器とは異なり「こんにゃく」を原料としており、環境負荷が小さく低コストである点に優位性がある。また、本物の臓器と遜色がないクオリティを実現しているため、同製品を活用した手術トレーニングを通じて、医療ミスや手術ミスの減少に貢献することが期待される。

コロナ禍を受けて営業活動が制約される影響があったが、新たな取組みとして、オンラインでトレーニングが実施できる新システムの導入を計画。当事業は、本事業計画に基づき、先行する経費に対して、資金繰りの安定化と財務基盤の安定化を目的として、新型コロナ対策資本金性劣後ローンによる運転資金を融資した。



B社の模擬臓器を活用した手術トレーニングの様相

新型コロナウイルス感染症関連の融資制度(令和4年5月末時点)

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間
新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方	別枠 8,000万円 一定の要件に該当する場合、当初3年間、6,000万円を限度として、実質的に無利子でご利用いただけます。	設備資金：20年以内 (うち据置期間5年以内) 運転資金：20年以内 (うち据置期間5年以内)
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方(注1、2)	別枠 8,000万円 一定の要件に該当する場合、当初3年間、6,000万円を限度として、実質的に無利子でご利用いただけます。	設備資金：20年以内 (うち据置期間5年以内) 運転資金：20年以内 (うち据置期間5年以内)
マル経融資 (小規模事業者 経営改善資金) (新型コロナ関連)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方(注3)	別枠 1,000万円 一定の要件に該当する場合、当初3年間、1,000万円を限度として、実質的に無利子でご利用いただけます。	設備資金：10年以内 (うち据置期間4年以内) 運転資金：10年以内 (うち据置期間3年以内)
生活衛生改善貸付 (新型コロナ関連)	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方(注4)	別枠 1,000万円 一定の要件に該当する場合、当初3年間、1,000万円を限度として、実質的に無利子でご利用いただけます。	設備資金：10年以内 (うち据置期間4年以内) 運転資金：10年以内 (うち据置期間3年以内)
新型コロナ対策資本金性劣後ローン(新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方で、スタートアップや事業再生に取り組む方、今後の事業拡大に向け新たな設備投資を実施する方等	別枠 7,200万円	5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか(期限一括返済(利息は毎月払))
生活衛生新型コロナ対策資本金性劣後ローン(生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付)	生活衛生関係の事業を営み、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方で、スタートアップや事業再生に取り組む方、今後の事業拡大に向け新たな設備投資を実施する方等(注1、2)	別枠 7,200万円	5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか(期限一括返済(利息は毎月払))

(注1) ご利用にあたっては、振興計画認定組合の組合員の方は、振興計画認定組合の長(組合の長から委任を受けた支部長及び理事を含みます。)が発行する「振興事業に係る資金証明書」、組合員以外の方で設備資金をご利用の場合は都道府県知事の「推せん書」(借入申込金額が500万円以下の場合には不要)が必要となります。

(注2) 組合員以外の方の運転資金は、既存融資(生活衛生貸付)のお借換を含む場合のみのお取扱いとなります。

(注3) 商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要です。

(注4) 生活衛生同業組合等の長の推薦が必要です。

● ご相談への対応

休日電話相談や休日営業を実施し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた小規模事業者の皆さまからのご相談に対応しました。

また、予約相談の推進や窓口カウンターへの透明アクリルパネルの設置、換気の徹底、ビデオ通話を活用したオンラインでの面談の実施など、安心・安全にご相談いただけるよう、引き続き感染予防の対策に取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症関連で実施した主な対応策

【ご相談対応】

- 休日電話相談、休日営業、営業時間延長の実施
- 定期人事異動の延期
- 本店等から支店への応援派遣
- 日本公庫勤務経験者の採用

【感染予防の対策】

- ホームページ等でのインターネット申込、申込書類郵送の奨励、来店予約の実施
- 3密を避ける環境整備（待合室の間隔確保、受付案内係による誘導等）
- 窓口カウンターの透明アクリルパネル、空気清浄器設置
- 感染予防の徹底（マスク着用、アルコール消毒剤設置、換気等）
- ビデオ通話を活用したオンラインでの面談、融資相談

● 民間金融機関との連携

日本公庫は民間金融機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた事業者の皆さまへの支援に取り組んでいます。具体的には、民間金融機関は公庫への申込のサポートを行っていただくとともに、資金を急ぐ事業者の皆さまには「つなぎ融資」を実施していただきました。また、公庫ではホームページにて民間金融機関の融資制度や支援制度について紹介しています。今後も、相互に協力しながら事業者の皆さまの支援に取り組んでいきます。

● 新型コロナウイルス感染症関連の情報提供

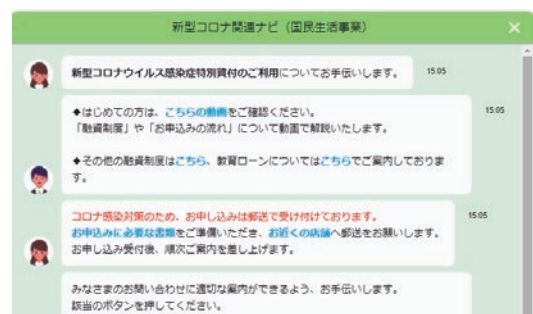
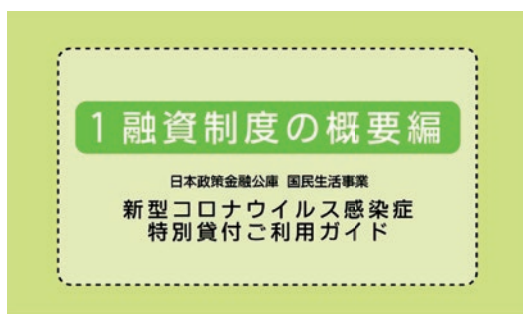
融資制度や申込手続き等に関する最新情報をホームページで公開しています。

【解説動画】

融資制度の概要やよくある疑問について動画で解説いたします。

【新型コロナ関連ナビ】

融資制度や申込手続き等について応答形式でご案内いたします。



災害発生時の取組み

特別相談窓口を設置し、小規模事業者の皆さまのご相談に迅速に対応しています

東日本大震災並びに平成28年熊本地震などの地震や、台風、豪雨などによる災害の発生、大型の企業倒産などの不測の事態が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けられた小規模事業者の皆さまからの、融資や返済条件の緩和などのご相談に迅速に対応しています。



現在設置中の特別相談窓口(令和4年5月末時点)

	窓口数	窓口名称	設置年月
災害関連	10	東日本大震災に関する特別相談窓口	平成23年 3 月
		平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口	平成28年 4 月
		令和元年台風第15号による災害に関する特別相談窓口	令和元年 9 月
		令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口	令和元年10月
		令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口	令和 2 年 7 月
		令和3年福島県沖を震源とする地震による災害に関する特別相談窓口	令和 3 年 2 月
		令和3年7月1日からの大雨による災害に関する特別相談窓口	令和 3 年 7 月
		台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口	令和 3 年 8 月
		令和3年8月11日からの大雨による災害に関する特別相談窓口	令和 3 年 8 月
		令和4年福島県沖を震源とする地震による災害に関する特別相談窓口	令和 4 年 3 月
その他	3	新型コロナウイルスに関する特別相談窓口	令和 2 年 2 月
		ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口	令和 3 年11月
		日野自動車サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口	令和 4 年 4 月

東日本大震災により影響を受けられた小規模事業者の皆さまの復旧・復興を支援しています

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災に対して、「東日本大震災復興特別貸付」等により、被害を受けられた皆さまを支援しています。

● 東日本大震災関連の融資実績の推移(累計) (平成23年3月11日～令和4年3月末)

当事業における東日本大震災に関連する融資実績は、震災の発生から令和4年3月末までの累計で239,900件、2兆2,583億円となりました。

東日本大震災に対応した融資事例 ～震災による工場移転を支援～

C社は、福島県で産業用モータのコイル部分を技術者による手巻きで加工・製造している企業。原発事故により、南相馬市の本社工場が稼働停止、避難指示解除準備区域となった。

同市内の避難指示解除準備区域外に新工場を建設し、平成27年4月稼働開始するにあたり、当事業は、企業立地補助金及び地域金融機関の融資と併せて新工場に設置する機械の購入資金を融資した。



サーボモータ電工作業